

# 夜間金庫規定

## 1. 利用目的

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

## 2. 利用方法

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当庫所定の当座勘定入金帳、普通預金入金帳およびその他入金票（以下「入金票」という。）および通帳等とともに当庫所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。

(2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ顧客レシートを受け取ってください。

## 3. 預金への受入処理

(1) この夜間金庫に投入された入金袋の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受け入れます。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当庫で確認した金額によるものとします。

## 4. 入金袋等の返却

入金袋ならびに通帳等は当庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

## 5. 鍵の保管等

(1) 投入口扉鍵は利用者が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は利用者が、副鍵は当庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

## 6. 鍵、入金袋の喪失・毀損

金庫扉鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または鍵前等の取替えに要する費用を負担してください。

## 7. 損害の負担等

この夜間金庫の利用にあたり、天災その他不可抗力によるご損害、また金庫扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当庫の責めによらない事由により生じたご損害については、当庫はその責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当庫は責任を負いません。

## 8. 反社会的勢力との取引拒絶

この夜間金庫は、利用申込者が第11条第2項、3項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第11条第2項、3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの利用申込みをお断りするものとします。

## 9. 解約等

(1) この契約は、本人または当庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、金庫扉鍵、入金袋および入金袋鍵を直ちに当店に返してください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当庫はこの契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

①利用者について相続の開始があったとき

②利用者が使用料を支払わないとき

③この夜間金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この夜間金庫が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤店舗の改築、閉鎖その他相応の事由があるとき

⑥利用者が行方不明になったとき

(3) 次の各号の一にでも該当し、この契約を継続することが不適切である場合には、当金庫は利用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

①利用者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②利用者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる場合
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

#### 10. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、金庫扉鍵、入金袋および入金袋鍵についても同様とします。

#### 11. 使用料

- (1) 夜間金庫の利用にあたっては、当庫所定の方法により表示する使用料をいただきます。
- (2) この夜間金庫の利用にあたり、毎月の利用手数料を前払いするものとし、契約者指定の口座より自動振替にて引落しします。
- (3) 当初契約時には、契約日の属する月を1か月としてその月から支払って下さい。
- (4) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、改定日の翌月から適用します。

#### 12. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

#### 13. 規定の変更

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢の状況の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表前の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
2020年4月1日現在